平成２７年（フ）第６８０７号
東京都大田区大森南５丁目４―17―702
債務者　山田　夏子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８１１号
東京都八王子市別所２丁目42―４―403
債務者　北野　賢一
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第３号
熊本県山鹿市鹿本町御宇田333番地
破産者　有限会社ヘルツ建設興業
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第５９４号
埼玉県所沢市林１丁目214番地
破産者　株式会社マインド
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４２９７号
埼玉県吉川市吉川１丁目６―14
破産者　安田　信明
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６８号
東京都日野市大字日野533番地の６クリオ日野壱番館106
破産者　幡野　　薫
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２０６号
神戸市長田区駒ヶ林町１丁目９番２号、従前の本店所在地神戸市長田区海運町８丁目４番８号
破産者　株式会社大充
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目37番22号
破産者　有限会社柳生建設
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
金沢市旭町２丁目18番20号、従前の本店所在地石川県河北郡津幡町横浜い110番地（従前々の本店所在地）石川県輪島市小伊勢町広田43番地１
破産者　港観光バス株式会社
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４６４号
静岡県磐田市国府台492番地１―227号
破産者　有限会社フェディラル・トレーディング・カンパニー
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第３６号
兵庫県明石市大久保町西島89番地の１
破産者　株式会社シンコム
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
神奈川県伊勢原市石田1499番地の12
破産者　有限会社諏訪創建
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３２０号
神奈川県大和市林間１丁目４―20第一映光ビル204
破産者　株式会社ケイエス建設
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１１号
埼玉県川越市諏訪町22番地30　（メゾン嶋202号室）
破産者　小出　裕司
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４５８号
神奈川県厚木市吾妻町１番19―506号
破産者　千川原康夫
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１０号
神奈川県中郡二宮町一色1178番地
破産者　井上　辰則
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目37番11号
破産者　鮫島　秀人
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１１号
鹿児島県鹿児島市田上１丁目４番１号（シャーメゾン田上Ａ棟101号）
破産者　鮫島千鶴子
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係